

公立大学法人秋田公立美術大学

令和6年度 年度計画

令和6年3月

【目次】

I	教育の質の向上に関する目標を達成するための措置	1
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
(1)	教育内容の充実	1
(2)	グローバル人材の育成	2
(3)	教育の質の向上	2
(4)	学生確保の強化	3
2	学生への支援に関する目標を達成するための措置	3
(1)	学習支援の充実	3
(2)	生活支援の充実	4
(3)	進路支援の充実	5
(4)	総合的な支援体制の整備	5
II	研究の質の向上に関する目標を達成するための措置	6
1	研究に関する目標を達成するための措置	6
(1)	研究水準の向上	6
(2)	研究支援体制の充実	6
III	社会連携の充実に関する目標を達成するための措置	7
1	社会連携に関する目標を達成するための措置	7
(1)	地域社会への貢献	7
(2)	産学官連携の推進	7
(3)	他大学等との連携	8
IV	国際交流の展開に関する目標を達成するための措置	8
1	国際交流に関する目標を達成するための措置	8
(1)	海外との交流機会の拡充	8

V	業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置	9
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	9
	(1) 機動的・効率的な業務運営	9
	(2) 教職員の協働	9
	(3) 監査制度の充実	9
2	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	10
	(1) 人事制度の運用と人材育成	10
3	事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	10
	(1) 事務処理の効率化	10
VI	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	11
1	外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	11
	(1) 外部資金等自己収入の確保	11
2	経費の効率化に関する目標を達成するための措置	12
	(1) 安定的な財政運営	12
3	資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	12
	(1) 施設および知的財産の有効活用	12
VII	自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置	12
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	12
	(1) 評価の充実	12
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	12
	(1) 情報公開等の充実	12
VIII	その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	13
1	施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	13
	(1) 施設設備の整備	13
2	大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置	13
	(1) 同窓会・後援会との連携強化	13
	(2) 地元企業等との連携	14

3	安全管理に関する目標を達成するための措置	14
(1)	安全管理体制の確立	14
(2)	危機管理体制の充実	14
(3)	情報セキュリティの強化	14
4	人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置	14
(1)	人権の尊重	14
(2)	法令遵守	15
IX	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画および資金計画	16
1	予算	16
2	収支計画	17
3	資金計画	18
X	短期借入金の限度額	18
X I	出資等に係る不要財産等の処分に関する計画	18
X II	重要な財産の譲渡等に関する計画	18
X III	剰余金の使途	18
X IV	地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	19

公立大学法人秋田公立美術大学令和6年度 年度計画

注) 中期計画の項目を以下のとおり整理している。

- 【新】第2期中期計画から新たに加えた項目
- 【拡】従来の取組を拡充して実施する項目
- 【重】重点戦略に位置付け実施する項目

I 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容の充実

ア 学士課程における教育の充実

○ 【重】教育課程の充実

- ① 令和7年度の新カリキュラム移行に向け、現在の開講科目の科目区分、科目内容の見直しを行うとともに、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)との関連性を再検証し、より体系的な教育課程の充実を図る。
- ② 令和6年度中に基礎教育センター準備室を基礎教育センターに改組するとともに、令和7年度の新カリキュラム移行に伴い新たな基礎教育プログラムとして導入する「基礎ゼミナール」と、令和5年度から先行導入済みの「基礎演習」について、授業の内容、方法、評価等について十分な検討・検証を行う。

○ 成績評価

- ③ 教員ごとの授業評価傾向等の分析・開示を継続し、客観的かつ適切な成績評価に努める。

○ 【新・重】大学院との連携

- ④ 学部と大学院の連携を意識し、大学院で実施される講義等への学部学生の積極的な参加促進を継続する。
- ⑤ 学部と修士課程の接続を見据えて開講した「複合芸術基礎演習」の授業アンケート結果を分析し、学部から大学院までの一貫した学びの充実に向けて検証・改善を行う。

イ 大学院課程における教育の充実

○ 【重】研究指導の充実

- ⑥ 領域の異なる複数の教員と学生が積極的に交流するチームティーチングによる指導を行い、研究指導体制の充実を図る。
- ⑦ 初の博士課程修了生の輩出を受け、今後の学位審査の手続きや方法、スケジュール等の点検を行う。

○ 成績評価

- ⑧ 「複合芸術」に基づく研究と表現の成果に関する客観的かつ適切な評価を行うため、教員間の情報共有に努めながら成績評価の標準化を図る。

(2) グローバル人材の育成

○ 【拡・重】グローバル教育の推進

- ⑨ 令和7年度のカリキュラム改正に向け、基礎教育センター準備室（令和6年度中に基礎教育センターに改組予定）と連携してグローバル教育科目を決定し、充実したグローバル教育の提供に向けた体制を整備する。
- ⑩ 策定した5ヶ年計画に基づき、海外の交流提携校の開拓に取り組むほか、交流提携校と連携し、対面やオンラインによる国際交流機会を創出する。また、国内外の大学やアーティストとの交流事業を通じて、グローバルな視点の学術交流を展開する。

○ 【新・重】外国語教育の充実

- ⑪ 外国語教育体制の充実を図るため、基礎教育センター準備室（令和6年度中に基礎教育センターに改組予定）と連携して外国語科目の授業内容について精査を継続する。
- ⑫ 外国語でのコミュニケーション能力を育成するため、学生のニーズやレベルを踏まえた実践的な研修や講座等を実施する。

(3) 教育の質の向上

○ 教育活動の評価と改善

- ⑬ 授業アンケートの結果を教員へ開示し、授業内容の改善・向上を図る。
- ⑭ 教育活動の改善と充実に向け、教員相互の授業参観を実施するほか、授業研究会の開催を通じて、今後の教育方法の方向性等について全学的な共通理解を図る。

○ 教育力の向上

【数値目標】

・FD・SD取組事例数：5件以上

- ⑮ 年間の研修計画を策定し、教職員に対する効果的かつ実践的なFD・SD活動を推進する。また、新任教職員に対し、円滑な授業開講や業務対応を支援するための新任者研修を実施する。
- ⑯ 学外のFD・SDに関する先進事例の情報収集を行い、その内容等を学内で共有するほか、本学の教職員が有する知識や経験を活かした研修会等を開催する。

(4) 学生確保の強化

○ 【重】入学者選抜の改善

- ⑰ アドミッション・ポリシーに基づく意欲ある優秀な学生の確保に向け、入学者選抜方法の分析や入学後の学力成績の検証など、効果的な入試のあり方を検討する。
- ⑱ 【新規】令和6年度に実施する令和7年度入学者選抜から、各選抜区分の募集人員と大学入学共通テストの利用教科・科目等を変更することから、周知を徹底するとともに、試験の実施について適切に行う。

○ 入試広報活動の充実

- ⑲ 在学生が関わる魅力あるオープンキャンパスを開催するほか、動画やウェブなどのオンラインの利点を活かした情報発信を継続して行い、効果的な広報活動を展開する。
- ⑳ 大学院の内部進学者を確保するため、学部学生向けの広報活動を実施する。また、学外の進学希望者向けに研究成果を報告するシンポジウムや展示活動等の大学院広報を目的としたイベントを開催する。
- ㉑ 入試委員会と広報委員会との連携により、入学者選抜の実績等について情報共有を図りながら、入試広報のさらなる充実を図る。
- ㉒ 【新規】入学した成績優秀者に奨学金を給付する「あきびフューチャー・アーティスト基金奨学金」を広く周知し、意欲や関心の高い優秀な学生を確保する。

○ 【新・重】社会人・外国人留学生の受け入れ

- ㉓ 学部の社会人特別選抜において、意欲ある優秀な社会人の受け入れに向け、ガイダンス等を開催し、本学で学ぶ魅力等を発信する。
- ㉔ 大学院について、国や地域・文化の違いを問わず、多様な背景を持つ優秀な学生の確保に向けたウェブサイトの充実に努めるとともに、授業内容や学生および教員の研究活動を発信する。
- ㉕ 学部研究生について募集要項や受け入れ体制の課題を分析し、本学に相応しい研究生制度のあり方を全学的に協議する。
- ㉖ 【新規】海外提携校からの交換留学生の受入・派遣にあたり、応募資格、選考方法、授業料の取扱い等のスキームの詳細を決定するとともに、受入体制を整備し、提供科目について検討する。

2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 学習支援の充実

○ 学習環境の整備・充実

⑳ 学習環境の整備・充実を図るため、講義棟の雨漏り解消に向けた調査のほか、厚生棟への自動ドアの設置などバリアフリー化に資する修繕を段階的に進めるとともに、共通工房の設置に向けてスペースの確保を図るなど既存施設の利便性向上を図る。

㉑ 【拡充】附属図書館の利用促進を図るため、引き続き蔵書の整備・充実を進めるほか、学生に対するニーズ調査を実施の上、その結果を運営に反映し、さらなる学習環境の充実化に努める。

○ 学習相談等の充実

㉒ クラス担任制度を活用し、担任教員との定期的な面談を通じ、学生生活の把握および学生の個性や目標に応じた個別指導を行う。

○ 【拡・重】学習意欲を高める機会の充実

㉓ 学業等において優れた成績を修めた学生に対して表彰を行う。

㉔ BIYONG POINTやサテライトセンター等を活用した学生展示の開催や、他大学が参加する企画展への出展など、学生の学内外での出展機会を創出する。

㉕ 後援会やあきびネットと連携しながら展示・展覧会（学外施設を含む。）実施のための支援と制度の周知に努めるほか、学生の作品展示に関する知識と技術の向上を図るための実践的な機会を創出する。

㉖ 大学における教育成果である優秀な卒業・修了研究作品を、芸術資料や将来的な財産として収蔵するとともに、展示などにより活用を図る。

㉗ 【(10)再掲】策定した5ヶ年計画に基づき、海外の交流提携校の開拓に取り組むほか、交流提携校と連携し、対面やオンラインによる国際交流機会を創出する。また、国内外の大学やアーティストとの交流事業を通じて、グローバルな視点の学術交流を展開する。

○ 自主的な活動の支援

㉘ 学生の自主的な創作活動やサークル活動等に対して、後援会とも連携を図りながら支援と各種助成制度の効果的な周知を行う。

㉙ 【新規】学生の課外活動の活性化を図るため、フューチャー・アーティスト基金を活用して、展覧会等で優秀な成績を収めた学生を対象とする創作・課外活動等奨励金給付制度と、芸術祭参加の旅費等を助成する国内芸術祭研修・体験助成事業を実施する。

㉚ 卒業・修了展や成果展等の実施をサポートし、本学での学びの成果を広く発信する。

(2) 生活支援の充実

○ 相談体制の整備

③⑧ 臨床心理士と看護師、キャンパスソーシャルワーカーが一体となり、心身の健康保持等に関する相談に応じるとともに、各専攻、クラス担任等との連携のもと学生が抱える問題の早期解決につなげる。

○ **【新】経済的な支援**

③⑨ 国の修学支援制度による授業料等の減免および給付型奨学金において、令和6年度から支援拡大が図られることから、制度の周知に努めるとともに、従前からの対象者のほか、新たに対象となる学生についても細やかな支援を行う。

④⑩ **【新規】** フューチャー・アーティスト基金を活用して、奨学金の受給学生（内定者を含む。）を対象に、奨学金支給までの生活支援として生活支援金貸付事業を実施する。

(3) **進路支援の充実**

○ **【重】進路指導の充実**

【数値目標】

・ **進路決定率（志望者ベース）：100%**

④⑪ 令和7年度からの新カリキュラム移行に向けて、新しいキャリア教育科目と現行実施しているガイダンス等の一体的な運営を目指し、キャリア教育の最適化を図るとともに、LINEや再構築したHPを活用し、ガイダンス等の開催に関する情報発信の強化を図る。

④⑫ 外部専門家の個別面談やガイダンス、学内個別企業説明会の開催にあたり、進路アンケート等で取得した学生ニーズの反映強化を図る。

④⑬ **【拡充】** OB・OG就職企業や学生ニーズの高い新規企業等への個別訪問およびオンライン情報交換を積極的かつ体系的に進めることや、大学院への進学相談、NFT・メタバース等の黎明期にあたる産業の業界研究を積極的に行い、学生の継続的な就職先の確保および新たな進路・就職先の開拓に努める。

(4) **総合的な支援体制の整備**

○ **【新・重】総合的な支援の提供**

④⑭ 多様化する学生のニーズに対し適切な対応を図るため、学生生活委員会と学生支援担当者会議とが連携しながら、メンタルヘルス支援等のさらなる充実に取り組む。

○ **【新】ダイバーシティの推進**

④⑮ 支援を必要とする学生や教職員向けの支援体制の充実を図るための研修会等を実施し、ダイバーシティ推進への理解啓発に取り組む。

- ④⑥ 【(27)一部再掲】誰もが安全安心に過ごせるキャンパスづくりを目指し、講義棟の雨漏り解消に向けた調査のほか、厚生棟への自動ドアの設置などバリアフリー化に資する修繕を段階的に進める。

II 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上

○ 【重】先鋭的・複合的な研究の推進

- ④⑦ 学長プロジェクト研究費（競争的研究費・芸術表現企画事業）の配分や外部資金の獲得等により、地域課題に応じた実践的な研究を推進するとともに、学外研究者と連携した学際的なプロジェクトや創作活動等を実践する。

○ 【重】外部資金の獲得

【数値目標】

- ・ 科学研究費補助金（科研費）申請件数：20 件以上
- ・ 科学研究費補助金（科研費）採択件数：3 件以上

- ④⑧ 科研費等の競争的外部資金獲得に向け、外部専門機関等による実践的なノウハウをテーマとした研修会の開催や、引き続き科研費研究計画書の添削指導の実施と利用勧奨のほか、同計画書の閲覧制度を実施し、全学的な申請支援を行う。また、事務担当職員が学外研修会に参加しスキルアップを図るとともに、同研修会で得た外部資金獲得に有用な情報について、教員にフィードバックを行う。

- ④⑨ 科研費等の競争的外部資金獲得に対するインセンティブを高めるため、効果的な学長プロジェクト研究費の配分を実施するほか、研究内容の発展・深化を図るため、他の専攻や他大学の教員との共同研究を視野に入れた研究計画の立案を勧奨する。

○ 研究成果の発信

- ⑤⑩ 公開講座やウェブサイト、SNS等を通じて、教員の研究成果や活動実績を広く国内外に発信するほか、学長プロジェクト研究成果についても公開等を促進する。

(2) 研究支援体制の充実

○ 【新・重】研究活動の支援

- ⑤⑪ 研究活動を支援するため、有給休職制度の活用を図る。
- ⑤⑫ 【(48)再掲】 科研費等の競争的外部資金獲得に向け、外部専門機関等による実践的なノウハウをテーマとした研修会の開催や、引き続き科研費研究計

画書の添削指導の実施と利用勧奨のほか、同計画書の閲覧制度を実施し、全学的な申請支援を行う。また、事務担当職員が学外研修会に参加しスキルアップを図るとともに、同研修会で得た外部資金獲得に有用な情報について、教員にフィードバックを行う。

○ **【新】若手・女性研究者の育成支援**

- ③ 研究活動と出産・育児等のライフイベントとの両立に向け、産休・育休の取得および休暇明けの円滑な職場復帰を支援する。
- ④ 学内研究費（教育研究費・学長プロジェクト研究費）の裁量的配分を通じて、多様な研究活動を支援するほか、若手・女性研究者を対象とした外部資金への応募を積極的に行うよう促し、公募情報の周知などにより研究活動をサポートする。

Ⅲ 社会連携の充実にに関する目標を達成するための措置

1 社会連携に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会への貢献

○ **【重】地域貢献活動の充実**

- ⑤ 地域の芸術文化活動を担うアートマネジメント人材の育成に向けて、NPO法人アーツセンターあきた等と連携を図りながら、各種展覧会、公開講座、スクール事業、ワークショップ等を開催する。
- ⑥ 近隣中学校等への訪問授業や、県内自治体との協働による地域課題の解決に向けた取り組みなど、地域と連携した各種事業を展開する。

○ **【新】市の政策課題への貢献**

- ⑦ 秋田市が設置する各種委員会や審議会等への参加を通じて、まちづくりへの提言を行う。また、中心市街地における芸術文化ゾーンの形成などに向けて、秋田市文化創造館等で実施される各種活動を支援する。
- ⑧ 芸術の視点から地域社会の課題解決に貢献する「空き家レジデンスプロジェクト」を引き続き実施するとともに、老朽化が進む施設について、代替施設の調査をはじめ今後の対応を検討する。
- ⑨ 秋田市との連携会議を定期的に開催し、各種課題に対する共通認識を図るとともに、地域社会への貢献に向け、連携可能な政策課題について協働する。

(2) 産学官連携の推進

【数値目標】

- ・ 受託事業・共同研究数：13件以上

○ 産学官連携の推進

⑥ 教育研究活動の一環として、地方自治体や民間企業等からの受託研究や受託事業等を積極的に受け入れる。

⑥ 秋田産学官ネットワーク等が主催する各種イベントへの参画を通じた情報収集・交流を推進するとともに、地域の課題解決や産業振興等に寄与する共同研究を他機関と展開する。

(3) 他大学等との連携

○ 他大学との連携

⑥ 大学コンソーシアムあきたへの参画を通じた交流活動等に取り組むほか、県内国公立4大学連携協力協定に基づく連携事業等を実施する。

⑥ 全国芸術系大学コンソーシアムや国公立デザイン系大学会議への参画を通じ、県外他大学との連携を図るほか、国内交流提携校との交流を推進する。

○ 高大連携の推進

【数値目標】

・ (大学コンソーシアムあきた等が主催する) 高大連携授業数：5科目以上

⑥ 各高校からの要請に基づき、高校生に対する進路選択機会等を提供するため、訪問模擬授業やオンライン講義を実施する。

⑥ 大学コンソーシアムあきた等が主催する高大連携授業を積極的に開講し、高校生に対する高度な美術教育機会の提供と入試広報活動の充実を図る。

IV 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置

1 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外との交流機会の拡充

【数値目標】

・ 海外留学・海外研修参加者数：20人以上

○ 【重】交流提携校の拡充

⑥ 【(10)一部再掲】策定した5ヶ年計画に基づき、海外の大学、研究機関との大学間交流の協定締結を拡充するため、新たな調査や人的交流を推進する。また、海外の交流提携校と連携し、教職員・学生の国際交流機会を創出する。

○ 【拡・重】学生支援の充実

⑥ 【拡充】短期留学、海外のアートプロジェクト、各種国際交流事業等に参加する学生に対する経費の助成に加え、新たにフューチャー・アーティスト基金を活用した中長期の海外留学等に参加する学生に対する経費助成を行う。

⑥ 学生のニーズを踏まえ、学生に海外での活動・交流・コミュニケーション能力の向上の機会等を提供するため、国際交流プログラム支援事業を実施する。

⑥ 【(12)再掲】外国語でのコミュニケーション能力を育成するため、学生のニーズやレベルを踏まえた実践的な研修や講座等を実施する。

⑦ 学内の関連委員会等と連携を図りながら、協定締結校との交換留学制度実施に向けたサポート体制の整備を進める。

○ 研究活動等の支援

⑧ 学長プロジェクト研究費の裁量的配分を通じて、教員の海外での研究活動や作品発表等を支援する。

⑨ 【(50)再掲】公開講座やウェブサイト、SNS等を通じて、教員の研究成果や活動実績を広く国内外に発信するほか、学長プロジェクト研究成果についても公開等を促進する。

○ 【重】受け入れ体制の整備

⑩ 【(70)一部再掲】海外の大学教員や学生、アーティスト等の研究活動、作品発表等の受け入れの機会創出を図るとともに、学内の関連委員会等と連携を図りながら、交換留学制度の実施に向けた外国人留学生の受入体制を整備する。

V 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 機動的・効率的な業務運営

○ 機動的・効率的な業務運営

⑪ 理事長（学長）のリーダーシップのもと、全委員会・教職員が情報を共有して連携を取り、効率的で円滑な業務運営を推進する。

⑫ 【(44)再掲】多様化する学生のニーズに対し適切な対応を図るため、学生生活委員会と学生支援担当者会議とが連携しながら、メンタルヘルス支援等のさらなる充実に取り組む。

⑬ 持続可能な大学運営を実現するため、「将来構想検討WGの提案（最終報告）」の具現化に向けた取組を着実に推進する。

(2) 教職員の協働

○ 学内組織の充実

⑭ 学内委員会を教員と事務職員による構成とし、円滑な連携を図りながら機動的な組織運営を推進する。

(3) 監査制度の充実

○ 【新】監査制度の充実

- ⑧ 法人業務の適正性・効率性を確保するため、監査計画に基づいた内部監査等を実施し、監事と連携した法人・大学運営の継続的な業務改善を推進する。

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事制度の運用と人材育成

【数値目標】

- ・事務職員の法人採用職員率：60.6%以上（20/33人）

○ 【重】人事計画の推進

- ⑦⑨ 法人事務職員採用計画に基づき計画的に事務職員を採用するほか、定年退職予定者が多く見込まれる今後の教員採用については執行部会議を通じて着実に対応する。

○ 人事評価制度の運用と改善

- ⑩ 教員評価制度において、前年度の課題を検証し改善を図るとともに、制度の効果的な運用について検討する。また、事務職員については、秋田市の人事評価制度を活用し実施する。

○ 人材の育成

- ⑪ 法人採用事務局職員を対象とした人事交流等を推進し、大学運営の中核を担う人材の育成に努める。
- ⑫ 【(15)再掲】年間の研修計画を策定し、教職員に対する効果的かつ実践的なFD・SD活動を推進する。また、新任教職員に対し、円滑な授業開講や業務対応を支援するための新任者研修を実施する。

○ 【新】働きやすい職場環境づくり

- ⑬ 時間外勤務の縮減や年次有給休暇の確実な取得に向けた取組を推進する。また、病気やけが、育児、介護等で長期休養する教職員に対し適切にサポートを行う。
- ⑭ メンタルヘルス不調を未然に防ぐためのストレスチェックを実施する。
- ⑮ 教職員の健康増進を図るため、臨床心理士による心の健康相談を実施する。
- ⑯ 管理監督者等の相談対応者が、相談対応の基本技術を習得するため、管理監督者等を対象とした学内研修を実施する。

3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務処理の効率化

○ 事務組織の効率化

- ⑰ 業務の継続性と効率性を確保するため、業務の共有化と見える化を進めるほか、複数課の職員を横断的に集めて結成するプロジェクトチーム方式の採

用等、事務組織を必要に応じて柔軟に変更する組織運営を行う。また、業務ミスの再発を防止し、業務が円滑かつ適正に執行されるように、事務マニュアルの作成および更新を行う。

○ 外部委託業務の検証

- ⑧ 既存業務を点検し、必要に応じて委託内容を見直すなど、事務処理の適正化および効率化に努める。

VI 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金等自己収入の確保

【数値目標】

- ・ (再掲) 科学研究費補助金 (科研費) 申請件数 : 20 件以上
- ・ (再掲) 科学研究費補助金 (科研費) 採択件数 : 3 件以上

○ 【重】 外部資金の獲得

⑧ 【(48)再掲】 科研費等の競争的外部資金獲得に向け、外部専門機関等による実践的なノウハウをテーマとした研修会の開催や、引き続き科研費研究計画書の添削指導の実施と利用勧奨のほか、同計画書の閲覧制度を実施し、全学的な申請支援を行う。また、事務担当職員が学外研修会に参加しスキルアップを図るとともに、同研修会で得た外部資金獲得に有用な情報について、教員にフィードバックを行う。

⑨ 【(49)再掲】 科研費等の競争的外部資金獲得に対するインセンティブを高めるため、効果的な学長プロジェクト研究費の配分を実施するほか、研究内容の発展・深化を図るため、他の専攻や他大学の教員との共同研究を視野に入れた研究計画の立案を勧奨する。

○ 受託事業等の推進

【数値目標】

- ・ (再掲) 受託事業・共同研究数 : 13 件以上
- ・ (再掲) 科学研究費補助金 (科研費) 申請件数 : 20 件以上
- ・ (再掲) 科学研究費補助金 (科研費) 採択件数 : 3 件以上

⑩ 【(60)再掲】 教育研究活動の一環として、地方自治体や民間企業等からの受託研究や受託事業等を積極的に受け入れる。

○ 【新・重】 新たな自己収入の確保

⑪ 集中募集期間 (令和 3 年 12 月 ~ 令和 5 年度末) 終了後も、引き続き学生支援と教育研究環境の充実を図るため、大学支援組織等に対して「秋田公立美術大学フューチャー・アーティスト (Future Artist) 基金」への募金活動を行う。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 安定的な財政運営

○ 【重】中長期的な視点による財政運営

- ⑨③ 限られた予算の範囲内で事業を推進するため、スクラップが可能な事業の抽出について継続的に検討を行うほか、中長期的な視点を踏まえた財政運営を行う。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

(1) 施設および知的財産の有効活用

○ 施設の有効活用

- ⑨④ 資産の有効活用を図るため、保有する体育館等の施設について適切に管理するとともに、有償貸付を行う。

○ 知的財産の管理・活用

- ⑨⑤ 知的財産の保護育成やトラブルの未然防止を図るため、教職員向けに知的財産に関するセミナー等を開催する。

VII 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 評価の充実

○ 評価による業務改善

- ⑨⑥ 評価結果を踏まえたP D C Aサイクルの着実な推進により、業務運営の改善・向上および教育研究活動の質保証を図る。
- ⑨⑦ 【新規】認証評価の受審に当たり、学内委員会・センター等が連携し、全学を挙げて点検ポートフォリオの作成、書面・実施調査に対応する。
- ⑨⑧ 【新規】令和7年度から法改正により年度計画の策定等の義務がなくなり、中期計画の各項目に指標（数値目標）を掲げることに伴い、中期計画全体の進捗を把握・管理し、全学的にP D C Aサイクルを着実に推進する新たなスキームを構築する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開等の充実

○ 情報公開等の充実

- ⑨⑨ 法人としての説明責任を果たすため、適正な情報公開に努める。
- ⑩⑩ 【(50)再掲】公開講座やウェブサイト、SNS等を通じて、教員の研究成果や活動実績を広く国内外に発信するほか、学長プロジェクト研究成果につ

いても公開等を促進する。

○ 【新・重】 戦略的広報の展開

- ⑩ 広報戦略基本方針の見直しを図り、広く全学的な共通理解のもとで積極的かつ効果的な広報活動を展開し、本学の認知度および評価、ブランド力の向上を図る。
- ⑪ ターゲットを明確にしたウェブコンテンツの充実を図り、教育研究成果や地域貢献の取組を迅速かつ戦略的に発信する。

VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

(1) 施設設備の整備

○ 【重】 計画的な施設設備の整備

- ⑩ 【(27)一部再掲】教育研究環境の向上を図るため、講義棟の雨漏り解消に向けた調査のほか、修繕計画に基づき施設の効果的な修繕・更新を実施するとともに、厚生棟に自動ドアを設置するなど、バリアフリー化に資する修繕を段階的に進めつつ、共通工房の設置など、中長期的な施設整備の方策について検討を行う。

○ 情報環境の整備

- ⑩ 【拡充】学内情報システムの一層の安定運用を図るとともに、令和7年度の基幹システム更新にあたり、機器やネットワーク構成などについて高いセキュリティを確保するため、仕様の詳細を検討する。

2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置

(1) 同窓会・後援会との連携強化

○ 同窓会・後援会との連携

- ⑩ 後援会会報誌「エオスニュース」の制作支援として内容の充実に努め、学生活動の情報発信に取り組むとともに、同窓会（卒業生）との連携を図り、本学からの情報発信と相互交流等を実施する。
- ⑩ サークル活動や自主的な創作活動等への支援のほか、学生の実態等を踏まえた後援会助成事業を実施するとともに、事業についてより効果的な周知を行うことで、学生へのサポート体制を強化する。

○ 【新】 開学10周年に向けた連携の推進

※開学10周年記念事業は、令和5年度中に全て終了

(2) 地元企業等との連携

○ 地元企業等との連携

- ⑩ 「あきびネットファンド」や「あきびネット奨学金」等の積極的な展開を図ることで、学生の学外活動や創作活動等を支援するとともに、「あきびネット情報交換会」などを通じ、地元企業との双方向の連携強化に一層努める。
- ⑪ 学生の地元企業への理解向上と就職先の確保を図るため、学内企業説明会やキャリア授業科目・ガイダンス等への会員企業の参加促進を図り、学生が地元企業の魅力に触れる機会を創出する。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全管理体制の確立

○ 安全管理の徹底

- ⑫ 工房等の各部屋に管理者を配置し、安全管理体制を確保するとともに、工作機械等の定期点検や資格保有状況の把握等により安全確保に努める。
- ⑬ 安全管理のための定期的な職場巡回を実施する。

(2) 危機管理体制の充実

○ 危機管理の徹底

- ⑭ 避難訓練や教職員研修の実施により危機管理の共有・徹底を図る。
- ⑮ 学内の各種リスクの識別や点検等の取組結果を踏まえ、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行うなど、リスクマネジメント体制の整備を実施する。

(3) 情報セキュリティの強化

○ 情報セキュリティの強化

- ⑯ 内部統制によるリスクの識別や点検等を通じて、情報セキュリティ対策の強化を図る。

4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重

○ ハラスメントの防止

- ⑰ ハラスメント防止に関する意識改革のため、人権啓発小冊子およびハラスメント防止ハンドブック等を配布し、学生や教職員への意識啓発活動を行う。
- ⑱ 相談体制等の充実を図るため、相談員・調査員向けに、より実践的な内容の研修を実施するとともに、教職員および学生向けにハラスメント防止に関

する研修を開催する。

(2) 法令遵守

○ コンプライアンス意識の徹底

- ⑩ 法令等を遵守しつつ、本学業務を有効かつ効率的に行うため、内部統制システムの整備および運用を推進するとともに、継続的に改善していく。
- ⑪ 契約事務を行う職員と出納事務を行う職員を明確に分離し、相互牽制機能を引き続き維持する。また、マニュアルに基づいた適切な予算執行の徹底を図り、不正経理の防止に引き続き取り組む。
- ⑫ 研究不正防止計画に基づき、研究活動に関わる教職員および学生に対する研修等を実施する。
- ⑬ 【新規】 本学の教員および大学院生を対象とした研究倫理審査について、実施方法や規程策定などの整備を図るため、専門部会で試行を行い、事例を積み上げながら協議を進める。

Ⅸ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,144
授業料等収入	262
施設整備費補助金	140
受託研究等収入	23
その他収入	11
繰越積立金取崩	28
計	1,608
支出	
人件費	975
一般管理費	79
教育研究経費	327
教育研究支援経費	64
施設設備費	140
受託研究費等	23
計	1,608

（人件費の見積り）

期間中、総額975百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬、教職員の給料、諸手当および法定福利費に相当する費用を試算した（退職手当を除く。）。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,521
経常経費	1,521
業務費	1,389
教育研究経費	327
教育研究支援経費	64
受託研究費等	23
人件費	975
一般管理費	79
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	53
臨時損失	0
収益の部	1,440
経常収益	1,440
運営費交付金収益	1,144
授業料等収益	262
受託研究等収益	23
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	11
臨時利益	0
純利益	△81
繰越積立金取崩	81
総利益	0

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,580
業務活動による支出	1,437
投資活動による支出	143
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	1,580
業務活動による収入	1,440
運営費交付金による収入	1,144
授業料等による収入	262
受託研究等による収入	23
その他の収入	11
投資活動による収入	140
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	0

X 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入の遅延等又は事故の発生等に対応するため、短期借入金の限度額を1億1千万円（年間の運営費交付金および授業料の月平均の1か月相当額）とする。

X I 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

なし

X II 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X III 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善のための費用に充てる。

XIV 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

積立金は、教育研究の推進および学生生活の充実を図るための施設設備、備品等の整備に関する経費ならびに本中期計画において重点的に取り組む事項（重点戦略）に要する経費に充てる。